

令和7年度 公文書館講座 入門編

第5回

武家文書を読む その1

講師 柴田 知彰

<使用史料>

「岡本元朝日記 43」(資料番号：混架7－380－43)

令和7年7月11日(金)
午前10時30分～12時

秋 田 県 公 文 書 館

宿題の答え合わせをしてみましよう。

【宝永四年十一月二十三日条】

※解答は次頁

とし釣る地震か

[illegible]

墨降物

[illegible]

宿題の解答(翻刻)

○今朝方地震少ツ、

四五度有之候也、其間地ハ不震どろく、鳴候て

戸などがたく、鳴候事三時斗也、強クも無之候也、

其後少々雷有之候也、替候天氣合也、未ノ刻二至而

ほこりの様成物ふり候、硯箱之ふたへ市郎右衛門・善左衛門

ため候て見せ候、指二ていろい候へハあくのことく二候也、

降始ハ午ノ中刻比よりふり候由、其時ハ細雪かと

氣も不付候なり、震動ハそれ方不止有之候、

○今晚御納戸ニて御相伴いたし申ノ刻御暇二而

退出、降候物いよく不止候、から笠さし候て

あるき候也、屋根・道地ニもあくをしき候様ニ

たまり足跡付候也、しんどう不止候、強も無之候、

雷其間二有り、稲ひかり有り、扱昼過より

暗候て暮近ク之ことくニて候、申ノ中刻方

あかしともし候也、めつらしき事ニて候、

○暮比御殿へ罷出候、降物不止候、震動不止候、

屋形様御機嫌よし、未御風氣残候故御納戸ニ

被成御座候、御夜食御相伴いたし戌ノ下刻比

屋形様御寝被成候、然とも震不止候間先々

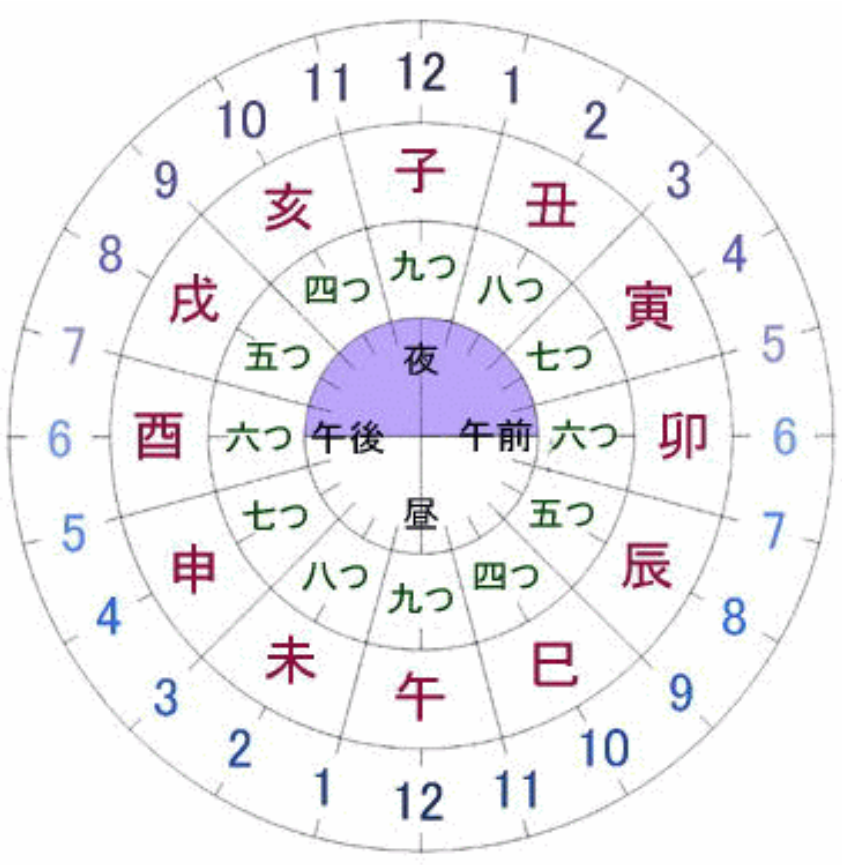
御座ノ間二罷在候、降物ハ戌ノ中刻比止候へとも

震動有之候、子ノ刻迄罷在候へ共不相替候間

御番衆も可休と与左衛門同前ニ退出いたし候、

しんどうハ夜中不止候也、

参考資料① 江戸の時刻



参考資料② 踊り字・畳字(じょうじ) (繰り返しの記号)

ゝ (ひらがな)	たゝみ
ゝ (カタカナ)	マゝ
々 (漢字)	佐々木
く 二文字以上	かくくしかぐ

参考資料③ 合字あわせじ (二つの文字を組み合わせた、一種の記号)

- 「㇏ (より)」 は平仮名の「よ」と「り」の合字
- 「㇏ (コト)」 は片仮名の「コ」と「ト」の合字

参考資料④ よく使われる用字

【罷る】

- 他の動詞の上に付いて複合語をつくる。
①《御免をううむって勝手にやらせてもらう気持ちから》
その動詞の表す動作・作用を強める意を表す。
「ーり通る」「ーり間違っ」
- ②《お許しを得て行動する気持ちから》
謙譲・丁寧の意を表す。
「ーり越す」「ーり出る」

【相】

- 動詞に付く接頭語、語調を整えたり語勢を強める。
「不二相替」「あいかわらず」「相添(あいそえ)」「相心得(あいこころえ)」など
- 【比(こころ)】
- 「頃(ころ)」と同じ意味で使用

テキスト④【宝永四年十一月二十五日条より】

○主計より所降し之日も所是也いふ降し

テキスト⑤【宝永四年十一月二十五日条より】

○主計より所降し之日も所是也いふ降し

所地より所降し之日も所是也いふ降し

テキスト⑥【宝永四年十一月二十六日条より】

一、主計より所降し之日も所是也いふ降し

テキスト⑦【宝永四年十一月二十六日条より】

○主計より所降し之日も所是也いふ降し

主計より所降し之日も所是也いふ降し

去年の阪河地震は、午後三時頃、富山に
 煙り立ちぬ。雪流から煙巻る。震動は、
 者も男中敷と云ふ。多くは死人。今も
 名を叫ぶ。正煙で、人々驚き、煙りと
 火災あり。由縁なき事付あり。天目村へ、
 一ノ中へ、ぬき、地へ砂降りふ。土笛さく
 卷上し。砂所おらう。降りいとおる。地震も、
 びんぎつた。ちんちん通う。八列、
 震動の中、日方よりくる。

入門編第五回解答

テキスト①【宝永四年十一月二十四日条より】

○今日ハ天気よく候へ共少風有り、昨日之砂吹立候也、窓へ吹当候ハ秋田之雪を風之吹あて候ニ似候也、震動之残今日も時々有之候、

テキスト②【宝永四年十一月二十四日条より】

○暮ニ御殿へ罷出候、いまた震動之残有之候、西ノ下刻地震有之候、それ程強クハ無之候へ共、御庭へ御出被成候様ニ申上候而御ゑん迄御出候処止候也、雷少ツ、時々有之候

テキスト③【宝永四年十一月二十五日条より】

○今日も時々震動有り、暗候なり、

テキスト④【宝永四年十一月二十五日条より】

○暮時方又砂降候、先日方砂黒色ニ候、多降候也、

テキスト⑤【宝永四年十一月二十五日条より】

○暮ニ御殿へ罷出候、さし笠ニてあるき候也、砂地へ溜り候也、亥ノ中刻退出、いまた砂降ル、

テキスト⑥【宝永四年十一月二十六日条より】

一廿六日、曇ル暗候也、雷時々有り砂降候也、

テキスト⑦【宝永四年十一月二十六日条より】

○御納戸ニて如毎夜御相手いたし亥ノ中刻退出、砂少々小晴ニ成候也

テキスト⑧【宝永四年十一月二十七日条より】

去廿三日駿河地震朝方三十度計有之、富士山鳴出
煙り立候処へ雪流かゝり煙卷上り震動、近郡之
者共男女氣を失候者多候へ共死人ハ無之由、
昼方晚迄黒煙ニて不見分候、暮方煙りと見得候
処火災ニ候由、駿州吉原村名主・老百姓御代官へ
申上候由也、然ハ御当地へ砂降り候ハ右富士山之
卷上候砂灰等ちり降り候と相見得候、震動も右之
ひゞきニ御座候、大山ニ右之通り候ハ、関八州へひゞき
可有之事ニ候也、震動ハ廿二日方有之候とも申候、